

総行住第 50 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 市 長 殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

住民基本台帳法施行規則の一部改正等について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく届出・申請等において、住民が窓口に備え付けたタブレット端末等を利用し、いわゆる電子ペンによるサインを付して行うことについては、「対面で届出者等の本人確認を行った上で、窓口に設置された電子計算機の映像面上で氏名を記入する方法により代替できることを明確化する。」とされました。

これを踏まえ、本日、住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 22 号）が公布され、住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）が改正されました。

貴職におかれては内容を承知の上、各都道府県知事におかれては、域内の指定都市を除く市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正事項

本日公布された省令による改正事項は、以下のとおりです。

1 住民基本台帳法施行規則関係

(1) 届出・申請等関係

住民基本台帳法に基づく以下の届出・申請等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）第 6 条、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号。以下「デジタル行政推進法

総務省令」という。)第4条及び第13条第1項並びに住民基本台帳法施行規則第52条の規定に基づき、各市町村長において、届出・申請等を行う者の本人確認を対面で行った上で、「当該届出・申請等を行った者を確認するための措置」(デジタル行政推進法総務省令第4条第2項)として「当該届出・申請等を行う者について対面で本人確認を行った上で、その者に対面でタブレット端末等の電子情報処理組織の映像面上に電子ペンによるサインをさせる」旨の措置を指定していただくことにより、届出書や申請書の提出について、窓口に備え付けたタブレット端末等を使用し、いわゆる電子ペンによるサインを付して行うことが可能である旨を明確化したこと。

- ・転入届
- ・転居届
- ・転出届(住民基本台帳法第24条の2に規定する場合を除く。)
- ・世帯変更届
- ・住民票コードの記載の変更請求
- ・中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届
- ・住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出
- ・外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出

また、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)に基づく以下の請求・申出については、旧氏を証する戸籍謄本等又は通称として記載を求める呼称が居住関係の公証のために住民票に記載がされることが必要であることを証するに足る資料を原本で確認した上で、請求書や申出書の提出について、窓口に備え付けたタブレット端末等を使用し、いわゆる電子ペンによるサインを付して行うことが可能である旨を明確化したこと。

- ・旧氏の記載請求
- ・旧氏の変更請求
- ・通称の記載申出

(2) その他

その他所要の改正を行ったこと。

2 住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令関係

住民票の写しの交付等の請求については、デジタル行政推進法第6条、デジタル行政推進法総務省令第4条及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第22条の規定に基づき、対面で請求者の本人確認を行うときは、当該請求に当たり電子署名を行うことを不要とし、窓口に備え付けたタブレット端末等を使用し、いわゆる電子ペンによるサインを付して行うことを可能としたこと。

3 施行期日

この省令は、公布の日(令和7年3月31日)から施行するものとする。

第2 補足事項

本日公布された省令による改正事項に加え、住民基本台帳、個人番号カード及び公的個人認証に係る事務については、以下のとおり、タブレット端末等の利用が可能となっているため、併せて周知いたします。

1 個人番号カード及び電子証明書に関する届出・申請等関係

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）等に基づく個人番号カード及び電子証明書に関する届出・申請等のうち、個人番号カードの交付申請書や返納届、署名用電子証明書の発行の申請書などの書面によることとされているものについては、デジタル行政推進法第6条第1項から第3項まで及びデジタル行政推進法総務省令第4条の規定に基づき、窓口における各種書類の作成をタブレット端末等で行うことが可能であるほか、個人番号カードの券面記載事項変更届などの書面によることが法令上明記されていないものについても、同様の方法で行うことが可能である。

2 タブレット端末等により行った届出・申請等の保存について

住民基本台帳、個人番号カード及び公的個人認証に係る届出・申請等（第1及び第2の1に掲げる届出・申請等についてタブレット端末等を使用して行った場合を含む。）については、デジタル行政推進法第9条第1項及びデジタル行政推進法総務省令第12条第1項の規定に基づき、当該届出・申請等に係る書類を電子的に保存することが可能である。